一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz	二九・九MHz	四・七六デシベル以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz	三九・八MHz	六デシベル以下

注　離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号㈡(3)を次のように改める。

(3)　(1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあっては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては送信する電波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号㈠の表注2㈡中「搬送波に関する第二号㈠(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域若しくは(4)の帯域又は当該搬送波のチャネル間隔に応じた第三号㈠」を「搬送波のチャネル間隔に応じた第二号㈠の表の周波数範囲又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じた前号㈠」に改め、同号㈡の表注を同表注1とし、同表の注に次のように加える。

2　連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置（中継を行うものを除く。）にあっては、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと二〇MHzの組合せの場合は四二・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は四九・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合は六四・七MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

3　連続しない搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、次のとおりとする。

㈠　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

㈡　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた第二号㈡(1)の表の周波数範囲又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じた前号㈡(1)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号㈠の表注中「次に掲げる許容値を満たすこと」を「次のとおりとする」に改め、同表注㈡中「搬送波に関する第二号㈠(1)の帯域、(2)の帯域又は(4)の帯域」を「搬送波のチャネル間隔に応じた第二号㈠の表の周波数範囲」に改め、同号㈡を次のように改める。

㈡　陸上移動局の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	（一）一〇デシベル以下
	一五MHz以上二〇MHz未満	（一）二五デシベル以下
一〇MHz	二〇MHz以上二五MHz未満	（一）三〇デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上三五MHz未満	（一）二五デシベル以下
	三五MHz以上五〇MHz未満	（一）三〇デシベル以下

注　連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、次のとおりとする。

㈠　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

㈡　同時に発射する複数の搬送波の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあっては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた第二号㈡(1)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りではない。